

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度の取組検討）

施策No	612				
施策名	良好な生活環境と豊かな自然環境の保全			施策の目的	● 環境汚染を未然に防止し、良好な生活環境を維持します。 ● 自然環境を保全し、次世代に引き継ぎます。 ● 市民の環境を大切にする心を育てます。 ● 環境に配慮した事業活動を促進します。
施策主管部長	農林環境部長	施策幹事課長	環境政策課長	関係課	市民生活課、衛生施設課、気候変動対策課、健康増進課、農山村振興課、都市整備課、道路河川課、学校教育課、生涯学習課

1. 進行管理

（1）指標の実績・考察

①中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

	指標	単位	実績基準値	実績値				目標値	最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
			R2	R4	R5	R6	R7	R7		
a	生活環境に関する苦情件数	件	154	172	183	201	207	120	③目標値を下回った	令和7年度より土砂等の通報窓口を開設したため、土砂等の通報の件数が増えている。また、野良猫等に関する苦情が増加している。
b	適切に整備された森林面積 （主伐、間伐の計）	ha	287.2	312.1	330.2	241.5	223.6	558.0	③目標値を下回った	普通林については前年より約70ha増、国有林については約88ha減となっており、全体で実績値が減少した。
c	環境美化活動の届出件数	件	76	83	79	75	71	145	③目標値を下回った	環境美化の活動団体が固定化しており、新たに活動する団体が出てきていない。
d	事業活動による公害苦情件数	件	20	35	35	32	41	15	③目標値を下回った	令和7年度より土砂等の通報窓口を開設したため、土砂等の通報の件数が増えている。

②後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定 ※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

	対象	対象指標		単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)	
①	生活環境（水、大気、土壌、騒音、振動、悪臭）	市域面積		km	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04	
②	自然環境（森林、緑地、河川、水辺、動植物の生態系）	森林面積		ha	20,535	20,576	20,465	20,465	20,465	20,465	20,465	20,465	
③	市民	市人口（社人研推計）		人	115,700	114,695	113,498	112,515	111,388	110,515	109,641	108,768	
④	事業者	事業所数		事業所	6,236	5,884	5,884	5,884	5,884	5,884			
目的		成果指標		単位	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①環境汚染を未然に防止し、良好な生活環境を維持します。 ②自然環境を適切に保全し、次世代に引き継ぎます。 ③環境を大切にする心を育て、環境に配慮した生活を送ります。 ④環境に配慮した事業活動を行います。	①	住んでいる地域が快適で住みやすいと感じている市民の割合	%	目標値						82.5	83.0	83.5	84.0
				実績値	80.2	79.7	81.8	79.8					
	②	民有林の木材伐採面積（単年度）	ha	目標値				160.0	170.0	180.0	190.0	200.0	
				実績値	308.0	203.0	149.0	219.0					
	③	環境美化活動の届け出件数（単年度）	件	目標値	130	135	140	145	85	90	95	100	
				実績値	83	79	75	71					
	④	事業活動による公害苦情件数（単年度）	件	目標値	18	17	16	15	30	29	28	27	
				実績値	35	35	32	41					

（2）基本方針の取組状況

①特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

・河川水、地下水の水質分析を計画どおりに実施し、モニタリングを行うことで水環境の保全に繋がっている。
・自動車騒音や環境騒音の測定を計画どおりに実施し、モニタリングを行うことで生活環境の保全に繋がっている。
・再生可能エネルギー発電設備設置の許可について適正に審査を行い、決定処分を行うことで他法令との調和を図っている。

②計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

・いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向け、行為者に継続して指導しているが、行為者に解消する意思がなく、高齢かつ経済的にも対応見込みがないことから解消に至っていない。今後も継続して指導を行っている。
・外来カミキリムシ類による被害の拡大防止のため、県や近隣自治体等と連携し情報共有するとともに、市民等に被害木の伐採等に要する費用の一部を補助しているが、市内全域に被害が拡大しており、野生生物の活動範囲を制限することは非常に困難なため、被害は縮小していない。今後も継続して伐採費の補助等を行っている。

（3）令和7年度行政経営方針の取組状況

①令和7年度行政経営方針

・生活環境の保全を図るため、空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼き禁止等について、一層の啓発を図るとともに、不適正管理等の原因者に対しての指導を強化する。
・特定外来生物（クビアカツヤカミキリ等）による被害を最小限に抑えるため、県や近隣市町と連携し、防除対策について周知・啓発を図る。
・公害を未然に防止するため、河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行うとともに、関係機関と連携した公害バトルールを実施する。
・地域の環境美化活動に取り組む団体を広報紙や市ホームページで紹介するとともに、市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大に向け周知・啓発を実施する。
・ごみ屋敷の解消に向け、関係機関と協力し原因者に対し指導等を継続するとともに、周辺の生活環境を保全していく。
・水道水未普及地域における飲用水の安定確保のため、飲用水等給水施設整備費等の補助により支援を行う。
・自然環境への関心を高めるため、自然観察会の開催や環境に関する啓発を行う。
・無許可土砂埋立てについては、盛土規制法の運用開始に伴い、県と連携し指導を強化する。
・里山林の整備を推進するため、広報紙等により制度を周知し、活用を広く市民に呼びかけるとともに、関係機関と連携した支援を行い、必要に応じて団体への説明も実施する。

②令和7年度行政経営方針の取組状況

・空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼き禁止等について、広報紙及び市ホームページ等で啓発を図っている。また、苦情を受けた場合、原因者に指導を強化している。
・特定外来生物（外来カミキリムシ類）について、県、近隣市等と連携し、情報共有等図っているが、被害木は減少していない。
・河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行い、関係機関と連携した公害バトルールを実施している。
・環境美化活動の団体名や活動内容について、広報紙や市ホームページでの紹介を希望する団体が1団体しかなかったため、希望団体を増やすため啓発を行う。
・いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向け、行為者に継続して指導しているが、解消に至っていない。
・水道水未普及地域における給水施設の整備に伴う補助金を交付している。
・自然観察会（森林観察会、生き物観察会）を開催し、参加者に自然環境へ関心を持ってもらった。
・盛土の通報に対し、すみやかに現場の確認を行い、県に情報提供を行った。また、旧佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例にて指導している案件については、現地の監視、指導を継続して行っている。
・里山林の整備を推進するため、広報紙により制度の周知及び市ホームページの掲載内容を具体的かつわかりやすい表現に更新した。

（4）環境変化や関係者の意見、要望等

・議会の一般質問で佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例に関して、再生可能エネルギー発電設備設置に係る要件について、保全地区以外も許可とするよう意見があった。
・佐野斎場は37年、葛生火葬場は43年が経過し老朽化してきていること、さらに高齢化の進展による火葬需要の高まりが予想される。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

（1）課題

①空き地の苦情や野焼きの苦情の対応
②飼い主のいない猫に対する対策
③外来カミキリムシ類（特定外来種）による被害拡大防止対策
④事業活動による公害発生の防止対策
⑤市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大
⑥「ごみ屋敷」への対応
⑦市民の自然環境への関心の向上
⑧宅地造成及び特定盛土等規制法の不法盛土等における対応
⑨旧佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例違反案件の解消
⑩再生可能エネルギー発電設備の設置への対策
⑪里山林維持管理団体の減少
⑫老朽化した佐野斎場及び葛生火葬場の安定的な運営の確保

（2）課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

①空き地の適正管理、野焼きの禁止について広報紙や市ホームページ等を活用し啓発を図る。また、苦情に対し適切に処理することで、解消や再発防止を図る。
②飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金について、広報紙や市ホームページ等を活用し、周知を図る。また、活用しやすいように申請にかかる匹数制限の緩和を図る。
③外来カミキリムシ類による被害の拡大防止のため、県や近隣自治体等と連携し、対策方法について調査研究を行う。市民等に被害木の伐採等に要する費用の一部を補助する。また、伐採等を実施しない被害木に対しては、薬剤等を支給し、被害拡大の防止を図る。
④公害バトルールを実施し、指導を実施する。また、公害等の苦情に対し、迅速な状況把握を行い、多角的な視点から対応内容の検討を実施する。
⑤市民の自主的な環境美化活動の拡大に向け、地域の環境美化活動団体の紹介を市ホームページ等に掲載し周知啓発を実施する。
⑥ごみ屋敷の解消に向け、行為者に継続して指導を行う。
⑦森林観察会の参加者増加を図るため、チラシ等の刷新を行う。また、自然環境への関心を深める機会を増やすため、新たに水辺の生き物観察会を実施する。
⑧盛土の通報窓口を開設し、市民からの情報提供に対し、すみやかに県に情報提供するための体制を整備する。
⑨旧佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の違反の案件について、指導を継続し、早期解消を図る。
⑩再生可能エネルギー発電設備の設置において、無秩序な開発とならないよう届出、許可を適正に処理し、他法令との調整を行う。
⑪里山林の維持管理のため、里山林維持管理団体の体制づくりを支援するとともに、新規整備団体の掘り起こしを行うため、広報紙への掲載や市ホームページの随時更新を行うとともに、わかりやすいPR手法の導入に取り組む。
⑫佐野斎場及び葛生火葬場の運営状況について指定管理者にモニタリングを行うとともに、施設の更新計画の概略計画を作成する。

（3）次年度(令和9年度)の取組(案)

①生活環境の保全を図るため、空き地の適正管理、野焼きの禁止について、一層の啓発を図るとともに、原因者に対しての指導を強化する。
②飼い主のいない猫の不要な繁殖を抑制し、糞尿等による地域の生活環境の悪化を防止するため、不妊・去勢手術支援補助金について、広報紙や市ホームページ等を活用し、一層の周知を図る。
③特定外来生物（外来カミキリムシ類）による被害を最小限に抑えるため、県、近隣自治体等と連携し、被害木の伐採等を含めた防除対策について周知啓発を行う。
④公害を未然に防止するため、河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行うとともに、関係機関と連携した公害バトルールを実施する。
⑤市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大に向け、地域の環境美化活動に取り組む団体を広報紙や市ホームページで紹介するなどの周知啓発を実施する。
⑥ごみ屋敷の解消を図るため、関係機関と協力して行為者の指導等を実施する。
⑦自然環境に対する市民の関心を高めるため、自然観察会の開催や環境に関する啓発を行う。
⑧盛土の通報に対し、県にすみやかに情報提供を行い、協力して不法盛土の対策を実施する。
⑨旧佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の違反の案件の早期解消を図るため、関係機関と連携して指導を実施する。
⑩佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例により、更なる適正な運用を図るため、相談段階から関連事業者等への周知・指導を徹底する。
⑪里山林の維持管理を図るため、里山林維持管理団体の体制づくりを支援するとともに、新規整備団体の掘り起こしを行うため幅広いPRを行う。
⑫佐野斎場及び葛生火葬場の施設更新に向けた概略計画を踏まえ、庁内検討委員会を立ち上げ具体的にに向けた取り組みを推進する。

※重点取組は太字・下線で記載